

中部運輸局自動車交通部

令和5年3月28日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

松岡、桑原 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

神戸、鳥山 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社 針尾ロジスティック（代表者：針尾 数男）

住所：愛知県春日井市柏原町五丁目67番地

営業所：春日井営業所（愛知県春日井市春日井町土合62-5）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年3月28日

処分内容：① 事業停止30日間

② 車両使用停止処分170日車

（12両を13日間、1両を14日間）

③ 文書警告

3. 監査端緒

警察からの通報

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

（貨物自動車運送事業法第27条第1項）

（2）疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

- (3) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (4) 点呼の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (5) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (6) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (8) 乗務等の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (10) 運転者台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (11) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (12) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 47点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 47点